

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和8年8月25日（火）午前8時55分～午前10時5分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 教育長 企画財政部長 総務部長
 市民部長 地域文化スポーツ部長 福祉保健部長 子ども家庭部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者 教育部長
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項2「狛江市第1次地域共生社会推進基本計画実施計画（令和8年度）（案）及び狛江市第1次再犯防止推進計画取組状況確認表（令和8年度）（案）等について」の説明をお願いします。

部 長 本件については、狛江市第1次地域共生社会推進基本計画について、令和7年度の評価結果及び進捗状況評価報告書並びに令和8年度実施計画の計3件、狛江市第1次再犯防止推進計画について、令和7年度の進捗状況評価報告書及び令和8年度取組状況確認表の計2件、合計5件の審議をいただくものです。

 狛江市第1次地域共生社会推進基本計画（以下、「基本計画」といいます。）及び、狛江市第1次再犯防止推進計画（以下、「再犯防止計画」といいます。）は、基本計画第6章及び再犯防止計画第5章に基づき、それぞれ計画の推進を図るために、重点取組ごとに、令和7年度から令和9年度までにどのような事業に取り組んでいくかを設定した、狛江市第1次地域共生社会推進基本計画実施計画（以下、「実施計画」といいます。）及び、狛江市第1次再犯防止推進計画取組状況確認表（以下、「確認表」といいます。）を令和7年9月に策定しました。

 実施計画及び確認表に基づき、それぞれ事業を実施し、翌年度当初に進捗管理及び事業評価を行うこととしています。事業の担当課において実施した進捗状況評価結果を、地域共生社会推進会議（以下「推進会議」といいます。）に報告し、評価等をいただいた後に、実施計画は市民福祉推進委員会及び各小委員会にて、確認表は“社会を明るくする運動” 狛江市推進委員会及び市民福祉推進委員会にて、それぞれ評価結果の評価をいただき、次年度の実施計画及び確認表に反映する形でPDCAサイクルを行うこととしています。

 それでは、資料2-1「実施計画 狛江市地域共生社会推進会議 令和7年

度評価結果（案）」について説明します。

こちらは、令和7年度に策定した実施計画について、事業担当課の評価及び推進会議からの意見等をまとめたものです。4ページ下段「4 評価総括表」のとおり、「A 進捗している」「B 現状維持」「C あまり進捗していない」「D 全く進捗していない」の4段階で評価を行っており、基本目標ごと、また、7ページには合計での評価結果（件数）を記載しています。

17ページを御覧ください。「5 進捗状況評価」です。実施計画では事業（取組）ごとに、目標（値）を設定しているため、それに対する実績（値）、進捗状況評価及び「評価」の理由等をまとめて記載しています。

109ページを御覧ください。「6 推進会議からの意見及び意見に対する担当課からの回答」です。事業担当課の評価に対し、推進会議から出た意見をまとめ、それに対する担当課からの回答を一覧化しています。推進会議からの評価、意見を受け、担当課で評価の見直し等を行い、市としての実施計画の進捗状況に対する評価としています。

続いて、資料2-2「実施計画 市民福祉推進委員会、高齢小委員会、障がい小委員会及び権利擁護小委員会による進捗状況評価 令和7年度報告書（案）」を御覧ください。こちらは、市民福祉推進委員会、高齢小委員会、障がい小委員会及び権利擁護小委員会（以下「委員会等」といいます。）において、資料2-1で評価した結果を委員会等に報告し、市の評価結果に対して評価いただくとともに、委員会等から出た意見を取りまとめ、報告するものです。

2ページを御覧ください。各委員会等では（ア）のとおり、「①推進会議の評価のとおりとする。」「②推進会議の評価のとおりとする。（意見については（イ）のとおり。）」「③推進会議の評価と異なる評価とする。（意見については（イ）のとおり。）」の3段階で評価を行いました。評価が②③となった事業についての意見は、各委員会ごとの（イ）にまとめています。

続いて、資料2-3「実施計画（案）」を御覧ください。資料2-1の推進会議、資料2-2委員会等からの評価及び御意見等を踏まえ、ローリング方式により見直した令和8年度版の実施計画（案）です。

1ページを御覧ください。「1 計画の推進」です。計画期間は、令和8年度から令和10年度までの3箇年としており、10年度までにどのように事業を取り組んでいくかを、重点取組ごとに再度目標（値）の設定をしています。

13ページを御覧ください。「5 実施計画」です。こちらが、令和8年度版としてローリングし、令和10年度まで目標（値）を再設定しているものです。実施計画に関する説明は以上です。

次に確認表に関する説明です。資料2-4「確認表 市民福祉推進委員会及

び“社会を明るくする運動” 狛江市推進委員会による令和7年度報告書(案)」（以下「報告書」といいます。）を御覧ください。報告書は、実施計画で説明した資料2-1及び2-2を合冊したものです。

1ページ下段を御覧ください。「3 狛江市地域共生社会推進会議評価結果」に記載のとおり、実施計画と同様に、各基本目標ごとに、また、4ページには合計での評価結果（件数）を記載しています。

9ページを御覧ください。こちらは中段の令和7年度の「取組目標」に対しての「取組状況」と、それに基づく担当課による取組状況評価、推進会議及び委員会等での評価をそれぞれ記載したものととなります。

12ページの下段を御覧ください。各基本目標の最後に、推進会議及び委員会等の御意見をまとめています。

続いて、資料2-5「確認表(案)」を御覧ください。資料2-4の推進会議及び委員会等からの評価及び御意見等を踏まえ、ローリング方式により見直した令和8年度版の確認表(案)です。

11ページを御覧ください。「5 取組状況確認表」です。令和8年度から令和10年度までの3箇年にどのように事業を取り組んでいくかを、重点取組ごとに再度目標(値)の設定をしました。

実施計画及び確認表についての説明は以上です。

各部において、内容を確認いただき、御意見がありましたら、9月1日までに福祉政策課へお願いします。その後、確認、調整の上、9月8日庁議で改めて御審議いただきたいと考えています。

市 長 各部の計画との整合も確認してください。

特に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。

続いて、審議事項3「狛江市環境基本計画・第2期狛江市環境保全実施計画2025年度進捗状況報告書(案)及び総括報告書(案)について」の説明をお願いします。

部 長 8月18日庁議後、各部からいただいた意見等を踏まえて修正しました。

主な修正点としては文言整理等になりますが、その中で「温室効果ガス排出量」と「二酸化炭素排出量」の表記について御意見をいただきました。温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等の物質の総称ですが、9割以上が二酸化炭素であることから、表記が統一されていない部分がありました。削減目標に対し、より分かりやすくするため、表記を「温室効果ガス」に統一しています。

なお、本件については、本日の庁議で決定後、議員及び各課へのデータ配布、広報等での公表及び建設環境常任委員会協議会へ報告を行います。

市 長 今後、我々の目だけでなく、A Iを通して確認することも1つだと思いま

す。表記が整合していなかったり、制度や法律が変わり表記が変わった際に、整合性を取るために、計画や推進状況の報告についてはA I の活用も踏まえて改めて確認を行ってください。

特に意見等なければ、案のとおり決定します。

続いて、審議事項4「狛江市交通安全計画の改定（案）について」の説明をお願いします。

部 長 現行の交通安全計画の期間満了に伴う改定に当たり、交通安全対策会議を経て改定案がまとまったため、改定案及びパブリックコメントの実施について御審議をお願いします。

交通安全計画は、計画期間を令和8年度から12年度までの5年間とし、狛江市における交通安全の基本方針を示すものです。改正案の構成は、第1章では改定目的を、第2章では、交通事故の現状等を整理しています。

第3章では計画の基本理念として、「みんなでつくる 安心して暮らせる安全なまち こまえ」を掲げ、死亡事故ゼロの継続や事故件数の減少等を目標としています。

第4章では自転車の安全利用の啓発や交通安全教育を進める交通安全対策の方針を示しています。小型モビリティの安全対策等を重要な視点として掲げています。

第5章では具体的な分野別施策として、道路交通環境の整備、交通安全意識の普及啓発、道路交通秩序の維持、安全運転確保、救急体制の整備、被害者救済及び災害時の交通対策を掲げています。

今後、9月1日から9月30日までパブリックコメントを実施し、出された意見を反映して計画案を確定します。なお会場方式での市民説明会は実施せず、パブリックコメント実施期間中に説明動画をYouTubeの市公式動画チャンネルで配信します。

市 長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「一般財団法人狛江市文化振興事業団及び一般社団法人狛江まちみらいラボの組織統合の方向性について」を報告してください。

部 長 両法人の組織統合について、これまで協議調整を行っているところですが、現段階の統合の方向性について報告します。

統合の形態については、両法人のうち、一方の法人を存続法人、もう一方の法人を消滅法人として、存続法人が消滅法人を引き継ぐ形となる吸収合併とする方向です。どちらの法人を存続法人にするかの協議に当たっては、両法人の最高意思決定機関として、まちみらいラボは社員総会、文化振興事業団は評議員会になりますが、まちみらいラボは、狛江市及び狛江市商工会という法人を社員としており、文化振興事業団の評議員を取り込むことが難し

いという課題がありました。そのため、一般財団法人狛江市文化振興事業団を存続法人として、一般社団法人狛江まちみらいラボを吸収合併する方向で協議されています。

合併後の法人名称については、「一般財団法人狛江まちみらいラボ」を案として引き続き協議されています。

合併時期については、一般財団法人が一般社団法人を吸収合併する場合、一般社団法人は基金を返還する必要があり、基金の返還については、定時社員総会の決議を経る必要がありますが、今年度は既に開催しており、次回は来年の5月下旬となるため、当初予定していた令和9年4月1日の合併を後倒しすることとし、引き続き合併に向けて実務的な協議を行います。

市 長 続いて、報告事項2「市役所庁舎PBX（電話交換機）のクラウド型PBX移行について」を報告してください。

部 長 現在、市役所庁舎で使用しているオンプレミス型の電話交換機について、クラウド型の電話交換機への移行を実施します。クラウド化に伴い、現在庁舎で使用している電話機をスマートフォンに変更し、アプリケーションを利用して通話できるようにします。あわせて、業務の適正な運営及び応対品質の向上を目的として、通話内容を録音できるようにします。切替日時は9月27日午前9時を予定しており、切り替え前の25日までに、スマートフォンを各課へ配布します。また、当日は日曜窓口の開設日ですが、窓口業務に支障のないよう移行するとともに、総務課職員と委託事業者が庁内で待機するほか、市ホームページ及び広報こまえて周知します。

直前の案内となり恐れ入りますが、8月26日、27日に職員向け説明会を実施するので参加をお願いします。庁議メンバーへは、個別に説明する場を設ける予定です。

市 長 続いて、報告事項3「専決処分の報告について」を報告してください。

部 長 新図書館新築工事（建築工事）及び新図書館新築工事（機械設備工事）について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成28年10月4日議決「市長において専決処分にすることができる事項の指定について」により指定された工事請負契約金額の変更について、8月19日付けで契約変更の専決処分を行いました。

建築工事については、令和7年5月14日に、令和7年第2回定例会において議決いただき、請負金額6億6,330万円で株式会社田中建設と本契約を締結し、令和8年5月1日に20,188,300円増額の契約変更を行っています。

契約変更後、東京都北多摩南部建設事務所及び関係各所と調整の末、外構部分の歩道アスファルト舗装が行われることになり、市道舗装の範囲が広がったこと、さらに、3階天井部の折り上げ天井を造作家具に変更する等の対

応を行う必要があることが判明したため、8月19日付けで請負金額を255万900円増額し、6億8,603万9,200円とする契約変更を行う必要が生じました。この変更について、「市長において専決処分にすることができる事項の指定について」第4項の「工事請負契約の変更で、その変更が議会の議決を経た契約金額の1割以内の増額又は減額で、かつ、その増減額が3,000万円を超えない額であるもの」に該当することから、専決処分としたものです。

機械設備工事については、令和7年6月12日に、令和7年第2回定例会において議決いただき、請負金額1億7,961万3,500円で菱和設備と本契約を締結いたしました。工事着手後、都道11号側から給水管を新規で引き込むに当たり、関係各所と調整の末、本件施工のためには市道629号側に残置されている給水管の撤去等の対応が必要であることが判明したため、8月19日付けで請負金額を409万5,300円増額し、1億8,370万8,800円とする契約変更を行う必要が生じました。この変更について、「市長において専決処分にすることができる事項の指定について」第4項の「工事請負契約の変更で、その変更が議会の議決を経た契約金額の1割以内の増額又は減額で、かつ、その増減額が3,000万円を超えない額であるもの」に該当することから、専決処分としたものです。

市 長 続いて、報告事項4「令和8年度狛江市総合防災訓練の実施について」を報告してください。

部 長 令和8年度の狛江市総合防災訓練は、実働訓練を10月25日、図上訓練を11月9日に実施します。今回の目的は「首都直下地震等による被害を最小限に抑えるため、幅広い主体が参加・連携した訓練により市の総合的な防災力の向上を図る。」とし、重点項目を定め計画しました。

「2訓練概要等」を御覧ください。まず、実働訓練です。1点目が避難所開設運営訓練です。今回は、狛江第一小学校、狛江第六小学校、緑野小学校及び狛江第二中学校の4校で訓練を実施し、避難所運営協議会と連携した円滑な避難所開設・運営を目指します。また、一般市民の受入れを実施し、体育館等での整然とした個人的スペースの設定ができるような訓練を考えています。今回は、避難所開設運営訓練を行う4校のうち、1校において、QRコードを活用した受付を通しで行い、受付業務の効率化を図るための検証を行います。

また、災害への日頃の備えを啓発するため、自衛隊、消防、警察、京浜河川事務所等の防災関係機関の車両展示、水防訓練で人気の高かった防災啓発用カプセルトイや、気象庁、水道局等の防災ブースの展示により、幅広い市民に来場いただき、避難所の周知や自助・共助力の向上を図ります。

2点目は福祉避難スペース・福祉避難所、災害ボランティアセンター設

置・運営訓練です。開設する避難所において福祉避難スペースを設置し、訓練に参加した市民の受入れを実施します。さらなる配慮が必要な方へ対応するため、市内事業所に福祉避難所を設置し、避難所の福祉避難スペースから福祉避難所への移送を行います。また、社会福祉協議会と連携した災害ボランティアセンターの設置・運営訓練も行う予定です。

続いて、災害対策本部の図上訓練です。首都直下地震等による東京の被害想定において、狛江市の被害が最も甚大となる多摩東部直下地震の発生を想定し、災害対策本部の設置と共に、市内各地で発生する被害への対応訓練を実施します。

今まで水防訓練も含めて半日間の図上訓練でしたが、比較的時間が短く、複雑な課題の検討を行うためにも、一日を通じて実施します。加えて、水防訓練の課題としてSNS上の未確認情報や不確かな情報への対応、先般の熊本地震の際にも災害時応援協定先の宇土市長が出張で庁舎不在であったことを踏まえ、今回は午前中に開催予定の第1回目の災対本部会議では、市長はWeb会議での出席をお願いしたいと考えています。また、避難所で発生している状況の情報共有のためのWeb会議も実施予定です。

時系列については、始業後、8時40分から9時まで事前説明を行い、9時発災、1時間後の10時に第1回の災害対策本部会議を開催し、第2回の災害対策本部会議は午後4時頃を予定しています。

訓練の要領としては、コントローラーが付与する状況を踏まえて、防災ダッシュボードや水防訓練からさらに発展させたクロノロジーを活用し、情報収集、整理、共有を行い、これを基に対策について優先順位をつけて決定していきます。

また、新たに、東京都のシステムの一つのキタコンDXという災害時に帰宅困難者ヘリアルタイムで情報を提供するシステムの活用を考えています。

最後に訓練の参加職員ですが、実働、図上訓練において、災対本部員や各部連絡員、各避難所担当職員、初動要員と多岐にわたる訓練となるため、各部から数名ずつの選出をお願いする予定です。

後日、防災訓練の実施及び参加職員の指定等について、事務連絡を発出するので、各種訓練における職員の参加に御配意いただくとともに、今一度、震災対応に伴う業務の確認をお願いします。

また、各部の課長、係長に対しては、図上訓練の1箇月前に災害対応教養を実施予定です。10月初頭に3日間ほど予定しているので、都合の良い日時に受講してください。庁議メンバーには、実施日近くの庁議後に図上訓練の事前説明する予定です。また、市長、教育長へは同時期に個別に御説明します。

市 長 今回の図上訓練は丸一日ということになるので、業務上の都合もあります
が、職員の参加について配慮をお願いします。東日本大震災での石巻市、熊
本地震での宇土市において、発災時に市長が不在でしたので、その状況を想
定して実施します。

 続いて、報告事項5「手話の日と手話言語の国際デー等について」を報告
してください。

部 長 9月23日は、手話に関する施策の推進に関する法律で定められた手話の
日であるとともに、国連総会で採択された手話言語の国際デーです。9月に
手話に関する展示やライトアップ等を実施します。

 また、聴覚障がい者の情報保障として、庁舎や市内の公共施設において全
ての窓口等で遠隔手話通訳と文字チャットが利用できます。

 手話による会話が可能な聴覚障がい者等が窓口にいらした際は、遠隔手話
通訳サービスを御案内ください。

 そのほか、聴覚や発話に困難のある人が通訳オペレーターを介して通話が
可能な「電話リレーサービス」や「手話リンク」、相手の声が読める「ヨメテ
ル」といったサービスがあります。聴覚障がい者等から「電話リレーサービ
ス」や「手話リンク」、「ヨメテル」で電話があった際は、適切な対応をお願
いします。

市 長 続いて、報告事項6「市立小・中学校におけるクラウド型P B X（電話交
換機）の導入について」を報告してください。

教育長 2学期からの開始に向けて、8月20日にオンプレミス型のP B Xからク
ラウド型P B Xに移行を行いました。

 クラウド型電話交換機、いわゆるクラウド型P B Xは、これまで市立小・
中学校において使用していたオンプレミス型のP B Xの抱える機能の柔軟
性・拡張性や災害時の継続性といった課題の解決、教職員の働き方の改善や
カスタマーハラスメント対応、災害時等における機動性を確保することを目
的に導入したものです。

 導入に伴い、固定電話からスマートフォンへの移行を行いましたが、市立
小・中学校への架電方法に変更はありません。

 現時点で障害等の発生は無く、円滑に移行することができています。2学
期開始後も、必要に応じて各小・中学校と連絡・調整を行いながら、引き続
き安定稼働に向けて取り組みます。

市 長 教育委員会では先行して行っているので、庁舎の方についても連携しなが
ら協力してください。

 その他ありますか。

部 長 本庁舎内のL G系ネットワークの停止についてです。

7月7日庁議において、本庁舎内のL G系ネットワークの停止作業の延期について報告しましたが、再調整の結果、日程が確定しました。

庁内ネットワーク環境の切替作業に伴い、9月12日午前9時から9月13日の終日まで、本庁舎内のL G系ネットワークを停止します。

これにより、L G系に係る全ての業務が使用できなくなりますが、ネットワークの停止は本庁舎内に限られるため、S I M通信による利用や出先機関での利用には影響ありません。また、基幹系及び校務系ネットワークにも影響ありません。

なお、9月12日は、マイナンバーの交付窓口があるため、市民課に影響のあるネットワーク機器の入替は9月12日の午後5時15分以降に行います。

市 長 他にありますか。

部 長 令和8年熊本地震により被災した宇土市への災害義援金についてです。

令和8年熊本地震に伴う熊本県宇土市への支援について、「災害時における相互応援に関する協定」に基づき、これまで物資の支援や人的派遣を行ってきましたが、さらに被災地の支援を行えるよう、職員へ義援金を募り被災地に送ります。各課に募金用の封筒を配布しているので、取りまとめの上、9月11日までに職員課へお持ちください。職員の皆様からの温かい御支援をお願いします。

市 長 他にありますか。

部 長 粕江市民総合体育館のリニューアルオープンイベントについてです。

7月14日庁議において、市民総合体育館改修工事完了に伴う市民総合体育館の運営再開について、10月3日より順次、各施設の利用を開始する旨の報告をしましたが、改修工事を終えた粕江市民総合体育館のリニューアルオープンイベントについて報告します。

10月3日の記念イベントは、午前10時に開会し、テープカットを行ったあと粕江第二中学校吹奏楽部による記念コンサート、アルバルク東京のチアリーダーによるパフォーマンス、東京オリンピック・フェンシング男子エペ団体金メダリストの山田優さんによる模範演技を行います。午後には、フェンシング体験会や、遊びブースとして、ふわふわトランポリン、スラックライン等を用意しています。

次に、10月12日午前10時より開催する、元卓球女子日本代表・石川佳純さんをお招きしたトークショー及び実技指導です。こちらの定員は300名とし、広報こまえ9月1日号の専用フォームから参加募集を開始します。申込期限は9月27日です。受付状況に応じ、市公式SNSでも情報配信を行います。

市 長 他にありますか。

- 部 長 福祉保健部における実習生の受け入れについてです。
- 社会福祉士取得の受験資格に実務経験が必要となるため、福祉保健部では、9月1日から10月9日までの期間で法政大学から3年生1名を、11月16日から11月30日までの期間で杏林大学から3年生1名を実習生として受け入れます。
- 実習中は、実習生と分かる名札を着用させます。実習時間は、原則として正規職員と同じ午前8時30分から午後5時15分までとします。
- 市 長 他にありますか。
- 部 長 粕江・和泉多摩川かわまちづくり社会実験の実施についてです。
- 本事業の実施目的は、令和6年3月に策定した「粕江市かわまちづくり計画」に基づき、「かわ」と「まち」の一層の賑わいづくりを進めるため社会実験を実施し、地域の活性化に資するソフト施策等の検証や実施手法の確認を行うためのものです。
- 開催日及び場所については、9月26日、午前6時から午後3時、多摩川緑地公園グランド付近の柳の木周辺です。
- 今回は、「こまえミズベミライ Fes. ～with 登戸の渡し～」と題し、熱気球の係留搭乗体験やキッチンカー等の飲食出店、ワークショップ、水辺の遊具で新たな河川敷の利活用の可能性を探るとともに、川崎市の登戸の渡しと連携することでミニポートでの粕江と川崎との移動を可能にし、両岸一体となった、にぎわいの創出に取り組みます。
- なお、市長には川崎市の八尾副市長とともに粕江市の熱気球係留搭乗、登戸の渡しを体験していただく予定です。
- また、今年度の社会実験は「こまえミズベミライ Fes. ～with 登戸の渡し～」をキックオフイベントとし、国のハード整備状況を見ながら継続的にイベントを企画・運営していきたいと考えています。
- 市 長 他にありますか。
- 部 長 粕江市かわまちづくり計画に基づく国のハード整備についてです。
- 令和6年3月に策定した「粕江市かわまちづくり計画」に基づき国が行う階段護岸整備等のハード整備について、令和7年度に国の補正予算が確保され、令和8年度中に着工することとされていましたが、11月初旬に着工し、令和9年3月上旬に竣工予定であることが国から示されました。詳細な工程等については、今後、改めて国から示される予定ですので、国から提示がありましたら別途報告します。
- なお、初春まつりや出初式といった市のイベント、河川敷の日常利用等を極力妨げずに工事を進めていく意向であることについては、確認しています。
- 市 長 当初より早く進めていただけることになりました。多摩川の風景も変わっ

てくると思うので、皆さん期待しててください。

私から1件あります。サマーレビューを実施しました。事前に各部で整理して資料を作成し、企画財政部が中心となって取りまとめいただきました。各部1時間程度で様々な意見交換ができ、公約や事業推進の方向性が見えたと思います。御協力ありがとうございました。

次に、審議事項1「令和8年狛江市議会第3回定例会一般質問対応について」、6番三宅まこと議員です。

部 長 「1『狛江で死ぬこと』、地域共生社会の最後のピース『人生最終章支援』について」は、安心して人生の最後を迎えるための取組に関する質問があります。

教育長 「2 新図書館オープン前に確認しておきたいこと」は、ＩＣタグの費用対効果に関する質問があります。

市 長 次に、5番きたみまさし議員です。

部 長 「1 災害時における狛江市の広域連携について」は、広域的な応援・支援の仕組みに関する質問があります。

部 長 「2 謎解きを活用したまち歩き・観光施策について」は、謎解きの可能性とその活用に関する質問があります。

部 長 「3 コンパクトシティと狛江市における公共貢献のあり方について」は、コンパクトで機能的な生活しやすいまちに関する質問があります。

市 長 次に、3番しの浩司議員です。

部 長 「1 安全対策について」は、消防署、台風・暴風雨対応、避難所初動要員に関する質問があります。

市 長 次に、4番吉野芳子議員です。

部 長 「1 未来を見据えた環境・防災政策の充実をめざして」は、地球温暖化に関する質問があります。

部 長 また、災害への備えに関する質問があります。

部 長 「2『市民が主役』で進めるまちづくり」は、狛江市子どもの権利条例に関する質問があります。

部 長 また、市民食堂に関する質問があります。

市 長 次に、1番ひらい里美議員です。

部 長 「1 一人になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちへ」は、あんしん未来事業、こまるっとナビの現状確認、住まいの確保と居住支援に関する質問があります。

部 長 「2 市民とともに創る、移動に困らない持続可能なまち」は、地域公共交通計画に関する質問があります。

市 長 次に、2番高木さここ議員です。

部 長 「１ 子どもへの性暴力を防ぐ仕組みについて」は、日本版ＤＢＳ施行への取組の進捗状況、民間事業者の対応状況に関する質問があります。

部 長 「２ （仮称）西和泉スポーツ施設について」は、学童クラブの設置に関する質問があります。

部 長 また、建設費、維持管理費に関する財政負担の確保に関する質問があります。

市 長 次に、20 番谷田部かずゆき議員です。

部 長 「１ 愛する狛江、未来のために」は、生活の質の向上に向けた各部の取組に関する質問があります。

市 長 次に、８番小木哲朗議員です。

部 長 「１ 災害時の市民の安心安全の確保について」は、熊本地震での宇土市への支援等に関する質問があります。

部 長 「２ 悪質商法から市民を守る」は、これまでの取組、安心して相談できる事業者情報の提供に関する質問があります。

部 長 「３ 新しい時代に向けた都市計画」は、用途地域に関する質問があります。

市 長 次に、９番山田みちこ議員です。

部 長 「１ 猛暑から、命を守る」は、学校における熱中症対策に関する質問があります。

部 長 「２ 団体要望について」は、団体の活動を支える環境整備や支援に関する質問があります。

市 長 次に、10 番太田久美子議員です。

部 長 「１ 市民の健康の向上に向けて」は、ワクチンの接種勧奨および特定健診体制の充実、科学的根拠に基づく正しい情報教育の推進に関する質問があります。

部 長 「２ 市民の暮らしの利便性向上に向けて」は、郵便局を活用した行政事務の委託に関する質問があります。

部 長 「３ 防災食育の推進と体制強化に向けて」は、北広島市の先進的事例に学ぶ本市の防災食育のあり方に関する質問があります。

市 長 次に、19 番辻村ともしこ議員です。

部 長 「１ 狛江市の外国人との秩序ある共生社会と民泊の適正な運営について」は、政府が進める「外国人の受入れ、秩序ある共生のための総合的対応策」と狛江市の政策に関する質問があります。

部 長 「２ 聴覚障害 6 団体からの要望について」は、要望事項に対する市の具体的な対策に関する質問があります。

部 長 「３ 歯科による公衆衛生向上・増進の環境づくりについて」は、歯科に

よる骨粗しょう症スクリーニングの有効性に関する質問があります。

市長 次に、21 番栗山欽行議員です。

部長 「1 狛江の魅力発信・観光振興政策について」は、ステラードイカイギウ（コマギウ）、地域資源である多摩川の利活用に関する質問があります。

部長 「2 地域の新たな足、デマンド交通について」は、「こまバス」の将来展望に関する質問があります。

部長 「3 質の高い育児環境の構築について」は、幼保間格差の是正、保育園の公私間格差の是正に関する質問があります。

市長 次に、22 番石井功議員です。

部長 「1 障がいのある人もない人も、高齢の人も安心して暮らせるまちづくり」は、新しい施設、充足状況に関する質問があります。

部長 「2 狛江市かわまちづくり計画について」は、進捗状況に関する質問があります。

市長 次に、12 番岡村しん議員です。

部長 「1 所信表明について」は、今後の市政運営に関する質問があります。

部長 「2 災害対策の推進について」は、震災対策の推進、水害対策の推進に関する質問があります。

部長 「3 子育て支援の充実について」は、児童館の日曜開放に関する質問があります。

教育長 また、修学旅行の無償化に関する質問があります。

市長 次に、13 番宮坂議員です。

部長 「1 高齢者が安心して暮らし続けられるように～ 特養ホーム増設、看護小規模多機能を」は、特養ホーム、看護小規模多機能型居宅介護に関する質問があります。

部長 「2 誰もが利用しやすいデマンド交通に」は、実証運行の内容に関する質問があります。

市長 次に、14 番西村議員です。

部長 「1 市民要望について」は、子育て支援に関する質問があります。

部長 「2 （仮）西和泉スポーツ施設について」は、概要、建設費用に関する質問があります。

市長 次に、11 番荒木議員です。

部長 「1 水道道路拡幅について」は、用地取得率の現状に関する質問があります。

部長 「2 こまバスの大幅減便について」は、減便の理由と経緯に関する質問があります。

市 長 次、18 番佐々木議員です。

部 長 「1 安全安心なまちづくりについて」は、特殊詐欺撲滅に向けて、災害対策に関する質問があります。

部 長 「2 市民要望の実現に向けて」は、水道道路の安全対策に関する質問があります。

部 長 「3 市民の足となる移動手段の確保に向けて」は、現状と課題、今後の取組に関する質問があります。

市 長 次、17 番山田幸子議員です。

部 長 「1 妊娠期から切れ目のない母子支援について」は、産後ケア事業に関する質問があります。

部 長 「2 要配慮者の視点に立った避難所環境の整備について」は、避難所運営の具体化、今後の取組に関する質問があります。

部 長 「3 ユース世代の心身の健康を支える相談支援について」は、「まちの保健室」に関する質問があります。

市 長 次、16 番石川議員です。

部 長 「1 福祉政策のさらなる充実に向けて」は、障がい福祉サービスの充実、高齢者福祉施策の推進、専門窓口の相談と対応の充実に関する質問があります。

教育長 「2 市におけるウェルビーイング向上への取組について」は、教育におけるウェルビーイングに関する質問があります。

市 長 次、15 番小野寺議員です。

部 長 「1 高齢者の転倒骨折対策とその仕組みの構築について」は、「骨折しない仕組み」の構築に関する質問があります。

部 長 「2 デジタル環境における情報バリアフリーの推進について」は、ホームページ利用時における情報アクセシビリティに関する質問があります。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、9月1日午前9時00分から開催します。